

自由討議

・指定管理料の積算根拠のあり方についての自由討議における意見をもち、委員会として、「これらの議案の執行にあたっては、指定管理料及び利用料金制の納入金の算定について、経済状況、収入推移、将来予測、管理者の経営努力を十分に加味し、指定管理期間の中間年度での見直しも含め、管理者側と十分協議するべきである」と理事者側に伝えた。

◎市有財産の無償譲渡について

※高根町地内にある旧高根花卉育苗施設を無償譲渡するもの
【問】譲渡後の借地料と固定資産税は譲渡の相手方が負担するのか。
【答】借地料については組合と土地所有者の契約となる。固定資産税については譲渡の相手方の負担となる。

◎財産の取得について

※小中学校理科教材を取得するもの

【問】9月補正における予算額と取得金額に乖離がある理由は。
【答】理科教材以外に算数等の備品も購入する予定で、理科教材は購入予定価格が2000万円を超え、算数等の備品を含め3000万円となっている。



旧高根花卉育苗施設

基盤環境委員会

◎高山市営住宅条例の一部を改正する条例について

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正の趣旨に基づき、単身入居者基準の見直しをおこなうもの

【問】生活を共にするものの内容があいまいで

はないか。

【答】生活を共にするものとは婚姻関係のほか共同で生活を営む交際関係にあるものとして。また、交友関係に基づくルームシェアや学生寮・社員寮、さらには血縁関係や親族関係に基づく共同生活者は該当にならない。

◎指定管理者の指定について（8グループ50施設）

【問】広小路駐車場の平成21年度と平成24年度の使用料収入を比較すると約520万円減っている。基礎収入額については何のような協議がされたのか。

【答】過去4年間の最低使用料収入14000万円を基準に、1000万円を管理者の努力目標として15000万円とすることで協議した。
【問】駐車場に関するモニタリングの方法について施設によって差があるが、市民や観光客

の意見は今後の観光行の貴重な声である。モニタリングについての考え方は。

【答】指定管理者には積極的なアンケート調査を依頼したいと考えている。

水道施設について

【問】指定管理料が1400万円近く増額されているが、協議の内容は。

【答】物価上昇と施設増による増額である。物価上昇分は電気料、太陽光発電促進賦課金、薬品代、施設管理に使用する自動車燃料代などの上昇分である。施設の増分としては江名子配水池などの増設に伴うものである。



高山市上野浄水場

【問】今後5年間に於ける人件費は確保されているのか。

【答】指定管理者の予算書では人件費はしっかりと確保してある。

予算決算特別委員会

◎平成25年度一般会計補正予算（第3号）

※4億2394万円を増額する補正予算

【問】向陽園において平成7年に施工されるべき間仕切りが施工されていないため、今回補正予算が計上された。本来行われるべきエレベーターの工事が一時休止となるが、業者に対する補償はどうなっているのか。

【答】一時休止による必要経費については契約に基づき、受注者の方と誠意をもって協議したい。

【問】工期は未定なのか。

【答】入所者の方に迷惑がかからないように施設側と協議し、工期についても今後協議させていただきます。

【問】土木費の維持修繕に関する予算の執行状況はどうなっているのか。

【答】昨年の12月補正分については98.4%、平成25年度当初については90.2%、平成25年9月補正分では63.5%を12月16日現在で執行している。

総合計画に関する特別委員会

◎高山市総合計画条例について

【問】当初は総合計画策定条例であったと思う。プロセスにおける住民の参加や外部有識者の意見を聞くことは盛り込まれないのか。

【答】当初は策定条例ですすめていたが、計画期間などを規定することにより、策定ということでは省いた。市民の参加やプロセスについては、現在市民参加条例も検討しているところであるため別途協議を行う。